

砂 川 市 訓 令 第 2 9 号

令和 7年 4月 1日

砂川市既存住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市既存住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市既存住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成27年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地元企業」を「市内企業」に改める。

第3条第1項中「次の各号のいずれにも」を「次に掲げる要件に」に改め、同項第1号中「者である」を「ものである」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項第1号中「40万円」を「50万円」に改め、同条中第4項を削り、同条第5項中「居住に供する」を「居住の用に供する」に改め、同第5項を第4項とする。

第6条第1項本文中「地元企業」を「市内企業」に、「70万円」を「90万円」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「地元企業」を「市内企業」に、「前条第5項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条各号中「地元企業」を「市内企業」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に着工するものから適用する。